

越監告示第 5 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、監査指摘事項の措置状況を次のとおり公表します。

令和 5 年 1 月 19 日

越前市監査委員 田中 英夫

同 田中 希世子

同 三田村 輝士

記

1 監査対象及び執行期間

財産管理課 令和 4 年 9 月 20 日（火）～9 月 22 日（木）

2 措置状況

表 題	支払調書の記載について
監査の結果	<p><指摘事項></p> <p>土地の賃貸借契約における借地料の支払いに伴い、所得税法第 225 条に基づき税務署へ支払調書を提出しているが、「支払を受ける者」欄の記入を賃貸人とすべきところ、口座名義人としていた。</p> <p>賃貸人と口座名義人が異なる事例（代理受領）において、借地料は賃貸人に帰属することから、「支払を受ける者」は、賃貸人とすべきである。</p> <p>したがって、法令に基づき適切な支払調書を提出するよう事務処理を改められたい。</p>
措置の内容	<p>これまで賃貸人の同意承諾を経てから、口座名義人に借地料を支払っていたため、支払調書も口座名義人としていました。</p> <p>本来は、「支払を受ける者」欄は賃貸人とし、摘要欄に口座名義人へ支払とすべきところ、当方の認識不足により誤った事務処理を行っていました。</p> <p>つきましては、誤った支払調書については、税務署に訂正報告を行い、今後においても、同様の間違いが起きないよう業務手順書に明記しながら、適切な事務処理を行ってまいります。</p>